

○土壌汚染対策法施行規則第一条第二項ただし書の規定による申請等の様式を定める規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>平成十七年三月二十九日 規則第四十三号</p> <p style="text-align: center;">土壌汚染対策法施行規則第一条第一項ただし書の規定による申請の様式を定める規則</p> <p>土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第一条第一項ただし書の規定による申請は、土壌汚染状況調査結果報告の期限延長申請書（別記様式）により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">（削る。）</p> <p style="text-align: center;">附 則 この規則は、公布の日から施行する。 別記様式</p>	<p>平成十七年三月二十九日 規則第四十三号</p> <p style="text-align: center;">土壌汚染対策法施行規則第一条第二項ただし書の規定による申請等の様式を定める規則</p> <p>（省令第一条第二項ただし書の規定による申請の様式） 第一条 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）以下「省令」という。 第一条第二項ただし書の規定による申請は、土壌汚染状況調査結果報告の期限延長申請書（別記第一号様式）により行うものとする。（省令第二十三条ただし書の規定による求め等の様式） 第二条 省令第二十三条ただし書、第二十四条第二項、第二十五条第二項若しくは第三項、第二十六条第二項、第二十七条第二項若しくは第三項又は第三十条ただし書の規定による求めは、汚染の除去等の措置申出書（別記第二号様式）により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 この規則は、公布の日から施行する。 別 記 第一号様式 （第一条） 第二号様式 （第二条）</p>

(改正後)

別記様式

土壤汚染状況調査結果報告の期限延長申請書

年 月 日

千葉県知事 様

郵便番号
住 所
氏 名
(法人その他の団体にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の氏名)

土壤汚染対策法施行規則第1条第1項ただし書の規定による期限の延長をしたいので、
下記のとおり申請します。

記

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地 であつた土地の所在地	
使用が廃止 された有害 物質使用特 定施設	種 類 設 置 場 所 製造され、使用され、 又は処理されていた 特定有害物質の種類
希 望 す る 報 告 の 期 限	
期 限 の 延 長 を 申 請 す る 理 由	

(改正前)

第一号様式(第一条)

土壤汚染状況調査結果報告の期限延長申請書

年 月 日

千葉県知事 様

郵便番号
住 所
氏 名
(法人その他の団体にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の氏名)

土壤汚染対策法施行規則第1条第2項ただし書の規定による期限の延長をしたいので、
下記のとおり申請します。

記

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地 であつた土地の所在地	
使用が廃止 された有害 物質使用特 定施設	種 類 設 置 場 所 製造され、使用され、 又は処理されていた 特定有害物質の種類
希 望 す る 報 告 の 期 限	
期 限 の 延 長 を 申 請 す る 理 由	

備考 個人が提出する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略する
ことができる。

(改正後)

【削除】

(改正前)

汚染の除去等の措置申出書

年 月 日

千葉県知事 様

郵便番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____ @

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

土壤汚染対策法施行規則（第23条ただし書、第24条第2項、第25条第2項、第25条第3項、第26条第2項、第27条第2項、第27条第3項、第30条ただし書）の規定により、下記のとおり求めます。

記

1 汚染の除去等の措置を講ずべき土地の範囲

2 講ずべき汚染の除去等の措置及び求める汚染の除去等の措置

講ずべき汚染の除去等の措置	求める汚染の除去等の措置
地下水の水質の測定の措置（第23条本文） <input type="checkbox"/> 地下水の水質の測定	<input type="checkbox"/> 土壤汚染の除去 <input type="checkbox"/> 原位置封じ込め <input type="checkbox"/> 遮水工封じ込め <input type="checkbox"/> 原位置不溶化 <input type="checkbox"/> 不溶化埋め戻し <input type="checkbox"/> 遮断工封じ込め
第1種特定有害物質による地下水汚染を経由した健康被害を防止するための措置（第24条第1項） <input type="checkbox"/> 土壤汚染の除去 <input type="checkbox"/> 原位置封じ込め	<input type="checkbox"/> 土壤汚染の除去 <input type="checkbox"/> 遮水工封じ込め
第2種特定有害物質による地下水汚染を経由した健康被害を防止するための措置（第25条第1項） <input type="checkbox"/> 原位置封じ込め	<input type="checkbox"/> 原位置不溶化 <input type="checkbox"/> 不溶化埋め戻し <input type="checkbox"/> 土壤汚染の除去 <input type="checkbox"/> 遮断工封じ込め <input type="checkbox"/> 遮水工封じ込め
第3種特定有害物質による地下水汚染を経由した健康被害を防止するための措置（第26条第1項） <input type="checkbox"/> 土壤汚染の除去 <input type="checkbox"/> 遮断工封じ込め <input type="checkbox"/> 原位置封じ込め	<input type="checkbox"/> 土壤汚染の除去 <input type="checkbox"/> 遮断工封じ込め <input type="checkbox"/> 遮水工封じ込め
土壤の掘取による健康被害を防止するための措置（第27条第1項） <input type="checkbox"/> 土壤汚染の除去 <input type="checkbox"/> 土壤入換え <input type="checkbox"/> 盛土	<input type="checkbox"/> 舗装 <input type="checkbox"/> 立入禁止 <input type="checkbox"/> 土壤汚染の除去 <input type="checkbox"/> 土壤入換え
担保権の実行等により一時的に土地の所有者等となった者が講ずべき措置（第30条本文） <input type="checkbox"/> 地下水の水質の測定 <input type="checkbox"/> 立入禁止	<input type="checkbox"/> 地下水の水質の測定 <input type="checkbox"/> 土壤汚染の除去 <input type="checkbox"/> 原位置封じ込め <input type="checkbox"/> 遮水工封じ込め <input type="checkbox"/> 原位置不溶化 <input type="checkbox"/> 不溶化埋め戻し <input type="checkbox"/> 遮断工封じ込め <input type="checkbox"/> 土壤入換え <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> 舗装 <input type="checkbox"/> 立入禁止

3 希望する汚染の除去等の措置を講ずる期限

4 理由

備考

- 1 該当する□に、✓印を記入すること。
- 2 個人が提出する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。